

神奈川県立保健医療福祉大学（仮称）

施設整備提案募集要項

平成11年10月

神奈川県

神奈川県立保健医療福祉大学（仮称）施設整備提案募集要項・目次

目 次

1 募集の趣旨	1
2 対象事業の概要	1
(1) 件名	1
(2) 事業内容	1
(3) 建設場所	1
(4) 業務の範囲	1
(5) 事業期間等	2
(6) 割賦料の支払い	2
(7) 維持管理料の支払い	3
(8) その他	3
3 事業者選定の流れ	3
(1) 応募	3
(2) 資格の確認	3
(3) 優秀・佳作の選定	3
(4) 事業者の選定	3
(5) 事務局と協力者	3
4 応募条件	4
(1) 応募者	4
(2) 応募者の資格	4
(3) 応募資格の制限	4
(4) 応募に関する留意事項	4
(5) 応募手続き	5
(参考) 事業者選定のスケジュール	9
5 審査及び審査結果の通知	10
(1) 審査	10
(2) 審査結果の通知及び公表	10
(3) 失格	10
6 提示条件	10
(1) 事業・資金	10
(2) 技術	11
(3) 維持管理	14
(4) 特定目的会社等の活用	15
(5) 県と事業者との責任分担	15

7- 事業の実施に関する事項	17
(1) 誠実な業務遂行義務	17
(2) 各構成員の役割	17
(3) 事業者間の契約	17
(4) 事業期間中の事業者と県の関わり	17
(5) 事業・資金に関する事項	17
(6) 設計・施工に関する事項	17
(7) 維持管理に関する事項	19
8 契約に関する事項	19
(1) 契約の手順	19
(2) 契約等の概要	19
9 参加協力金	20
10 その他	20
11 提出書類・作成要領	21
(1) 参加表明時の提出	21
(2) 提案時の提出	21
(3) 作成要領	21
12 配付資料	24

1 募集の趣旨

神奈川県では、今後ますます増大・多様化する地域の保健・医療・福祉の総合的能力をもつ人材養成へのニーズに対応するため、神奈川県立保健医療福祉大学（仮称）を設置することとしました。

この大学では、保健・医療・福祉の連携と統合化、生涯にわたる継続教育、地域社会への貢献を基本理念とし、資質の高い実践的、指導的人材を養成することを目指しています。

こうした趣旨をふまえ、県では県立保健医療福祉大学（仮称）の設置にあたり、民間事業者の高度な技術とノウハウを生かした設計・施工・資金調達及び維持管理業務に関する一括提案を受け、県にとって最も優れていると考えられる提案を行う事業者を選定するため、提案の募集を行います。

2 対象事業の概要

事業の概要は、次のとおりとする。

(1) 件名

神奈川県立保健医療福祉大学（仮称）施設整備事業

(2) 事業内容

件名の施設について、事業を行うことと決定された事業者（以下「事業者」という。）がその提案を基に設計・施工した建物等を、「建物等の販売及び維持管理に関する基本契約」及び「建物等割賦販売に関する付属契約」により神奈川県（以下「県」という。）に譲渡し、所有権を移転する。

また、事業者は、所有権移転後の施設に関し、「建物等の販売及び維持管理に関する基本契約」及び「維持管理業務に関する付属契約」により「6 提示条件 (3) 維持管理」に示す内容の業務（以下「維持管理業務」という。）を行う。

(3) 建設場所

横須賀市平成町1丁目10番

(4) 業務の範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- ① 設計及びその関連業務
- ② 建設及びその関連業務
- ③ 工事を伴う備品整備業務
- ④ 工事監理業務
- ⑤ 周辺影響調査
- ⑥ 電波障害対策
- ⑦ 開発許可、建築確認等の手続業務及び関連業務
(ただし、大学設置認可等、文部省及び厚生省に対する諸手続は県が行う。)
- ⑧ 県への所有権移転業務
- ⑨ 30年間の割賦販売業務
- ⑩ 引渡し以降平成45年3月までの維持管理業務

(5) 事業期間等

次のスケジュールで事業を行う。

- ① 設計・建設期間 平成12年 4月～平成15年 1月
- ② 引渡及び所有権移転の期限 平成15年 1月末日
- ③ 開 学 平成15年 4月
- ④ 基本協定・契約締結スケジュール（予定）
 - 平成12年 4月 基本協定
 - 平成12年 7月 建物等の販売及び維持管理に関する基本契約
 - 平成13年 3月 建物等割賦販売に関する付属契約
 - 平成15年 1月 維持管理業務に関する付属契約

(6) 割賦料の支払い

① 割賦料支払期間

30年間とし、県への所有権の移転後に支払いを開始する。

② 支払方法

平成15年 9月末を初回とし、以後年 2 回（3月末及び9月末）、5年毎の元利均等払（各5年毎の支払元金は30年間均等）とする。

ただし、元利均等払額の計算開始時点は、平成15年 4月 1日からとし、平成15年 2月 1日から平成15年 3月末日までの発生利息は、初回支払額に上乗せして支払う。

③ 元金相当費用

ア 設計及びその関連業務にかかる費用

イ 建設及びその関連業務にかかる費用

(ア) 建築工事費

(イ) 衛生工事費

(ウ) 電気工事費

(エ) 空調工事費

(オ) 昇降機工事費

ウ 建設に伴う各種負担金

エ 工事を伴う備品整備費

オ 工事監理費

カ 周辺影響調査費

キ 電波障害対策費

ク 開発許可、建築確認等の手続きに要する経費

（書類作成・申請手数料・説明会開催費等）

ケ 県への所有権の移転に伴う経費

（登記申請書作成事務費等）

なお、事業者の登記に関する費用については、事業者負担とする。

コ 契約にかかる経費

なお、印紙代は事業者負担とする。

サ その他事業に伴う経費（必要な地質調査費用等）

(7) 維持管理料の支払い

維持管理業務に関する付属契約に基づいて決定される金額を、平成15年9月末を初回とし、以後年2回(3月末及び9月末)支払う。建物等の引渡し以降平成15年3月末までの維持管理料は、初回支払額に上乗せして支払うこととする。

なお、維持管理料には、物価変動等の要因を反映させる。

(8) その他

県は、地方自治法第214条に基づき、債務負担行為を設定し、本事業に必要な額を30年間にわたり支払う。

3 事業者選定の流れ

(1) 応募

本事業への応募者は、県に割賦販売により当該建物等を譲渡する者(以下「建物等を譲渡する者」という。)、当該建物等の設計業務を行う者(以下「建物等を設計する者」という。))及び当該建物等の建設業務を行う者(以下「建物等を建設する者」という。))を含む2者または3者のグループ、またはこれと同等の役割を担う能力を有する者とする。

(2) 資格の確認

資格の確認により条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書で要請する。

(3) 優秀・佳作の選定

県職員及び学識経験者等で構成する審査委員会により、提案の中から優秀提案を1、佳作提案を若干数選定する。

(4) 事業者の選定

優秀提案を行った応募者と県による協議を行い、協議が整えば基本協定を締結する。協議が整わない場合には、佳作提案者との協議を行う場合もある。

(5) 事務局と協力者

事業者選定にかかる事務局は、次のとおりとする。

神奈川県衛生部衛生総務室 県立大学開学準備担当

郵便番号 231-8588 横浜市中区日本大通1(神奈川県庁分庁舎6階)

電話 045(201)1111 内線5027、5009

FAX 045(212)8373

また、事務局に対する助言を行うため、次の協力者をおくこととする。

財団法人 日本経済研究所

東京都千代田区神田駿河台3-3-4 駿河台セントビル

株式会社 佐藤総合計画

東京都墨田区横網2-10-12 A X Sビル

4 応募条件

(1) 応募者

- ① 応募者は、建物等を譲渡する者、建物等を設計する者及び建物等を建設する者を含む2者または3者のグループ、またはこれと同等の役割を担う能力を有する者とする。
- ② 建物等を譲渡する者、建物等を設計する者及び建物等を建設する者は、それぞれ1企業とすることも、複数の企業の共同とすることも可能とする。
これらの企業を各々「事業会社」、「設計企業」及び「建設企業」とし、応募者の構成員とする。
なお、複数の企業の共同とする場合は、建物等を譲渡する者にあつては「代表事業会社」を、建物等を設計する者にあつては「設計幹事企業」を、建物等を建設する者にあつては「建設幹事企業」を各1社選定する。
- ③ 参加表明時には、応募者の構成員全てを明らかにする。
- ④ 事業会社が、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続き及び契約等にかかる諸手続を代表して行う。建物等を譲渡する者が複数の企業の共同である場合には代表事業会社が同手続きを行う。
- ⑤ 応募者は、維持管理業務に関する提案も併せて行う。

(2) 応募者の資格

応募者の構成員の資格要件は次のとおりとする。

- ① 「神奈川県競争入札参加資格者名簿」の関連種目に登録していること。
- ② 設計企業は、建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ③ 建設企業は、建設業法第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。

なお、神奈川県競争入札参加資格者名簿に登載されていない者で応募者の構成員となろうとするものは、所定の競争入札参加資格認定申請書に必要事項を記入の上、平成11年10月28日（木）の午前9時から正午まで及び午後1時から5時までに（ただし土曜日及び日曜日を除く。）、次により持参する。郵送及びFAXは不可とする。

- 建物等を譲渡する者
神奈川県出納局総務課指名担当（県庁本庁舎1階）
- 建物等を設計する者及び建物等を建設する者
神奈川県県土整備部建設業課建設業審査班（日本生命横浜本町ビル4階）

(3) 応募資格の制限

次に掲げる者は、応募者の構成員となることはできない。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- ② 県の指名停止期間中である者
- ③ 本事業の協力者等、本事業に係わった者

なお、応募者は③の者から本提案に関する援助を受けてはならない。

(4) 応募に関する留意事項

- ① 費用負担
応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

- ② 提出書類の取扱い・著作権
 …応募図書著作権は、それぞれの作成団体に帰属するが、公表・展示・その他県が必要と認めるときには、県はこれを使用できるものとする。提出書類は返却しない。
- ③ 県からの提示資料の取扱い
 県が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- ④ 1 応募者の複数提案の禁止
 1 応募者は、1つの提案しか行うことはできない。
- ⑤ 複数の応募者の構成員となることの禁止
 1 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。
- ⑥ 構成員の変更の禁止
 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は県と協議を行う。
- ⑦ 提出書類の変更禁止
 提出書類の変更はできない。
- ⑧ 使用言語及び単位
 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円を使用する。

(5) 応募手続き

① 日程

事業者の選定は、次の日程で行う。

ア 募集要項配付	平成11年10月19日（火）～25日（月）
イ 第1回質問受付	平成11年10月25日（月）～27日（水）
ウ 説明会・第1回質問回答書配付	平成11年11月 5日（金）
エ 第2回質問受付	平成11年11月 8日（月）～10日（水）
オ 第2回質問回答書配付	平成11年11月22日（月）
カ 参加表明書及び資格確認書類の受付	平成11年12月 1日（水）～ 6日（月）
キ 提案要請書の送付	平成11年12月 8日（水）
ク 提案書の受付	平成12年 2月 8日（火）～10日（木）
ケ 優秀・佳作提案の選出、結果通知	平成12年 3月下旬（予定）
コ 事業者の選定・結果公表	平成12年 4月下旬（予定）

② 手続き

ア 説明会の開催

参加表明書受付の前に、募集要項に関する説明会を開催する。説明会への参加希望者は、平成11年10月25日（木）～10月29日（金）の間に企業名・参加人数を事務局にFAX等で連絡する。書式は自由とする。

なお、参加者数によっては、1企業からの参加者数の調整を行うことがある。また、説明会では本募集要項等の再配付は行わない。

(7) 日 時 平成11年11月 5日（金） 午後2時～3時

(1) 場 所 神奈川県横須賀商工労働センター 大会議室
横須賀市日の出町1-4-7

(横須賀中央駅下車 徒歩8分程度)

なお、車での来所はしないこと。

イ 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は次により参加表明書及び必要書類を提出する。

(7) 日 時 平成11年12月 1日（水）～12月 6日（月）（必着）
いずれも午前9時から正午及び午後1時から5時まで。
ただし、土曜日及び日曜日は除く。

(1) 場 所 神奈川県衛生部衛生総務室 経理班（県庁分庁舎 5階）
☎ 231-8588 横浜市中区日本大通1

(7) 提出書類 (a) 参加表明書 (様式1)
(b) グループ構成表 (様式2)
(c) 4(2)に示す資格を証する書類の写

ウ 資格確認結果及び提案要請書の通知

資格確認の結果は、平成11年12月 8日（水）に文書で、県から事業会社または代表事業会社に発送する。資格が確認された場合は、併せて提案要請書を送付する。なお、資格確認の基準日は、平成11年12月 7日（火）とする。

エ 提案書の提出

提案要請書を送付された応募者は、次により提案書及び関連資料を一括して提出する。

なお、提案の作成については、「11 提出書類・作成要領」に従う。

(7) 日 時 平成12年 2月 8日（火）～2月10日（木）（必着）
いずれも午前9時から正午及び午後1時から5時まで。

(1) 場 所 神奈川県衛生部衛生総務室 経理班（県庁分庁舎 5階）
☎ 231-8588 横浜市中区日本大通1

(7) 提出書類

a 提案提出書 (様式5)
b 提案書表紙 (様式6)
c 事業・資金提案書
(a) 費用等積算表 (様式7)
(b) 資金計画表 (様式8)
(c) 提案スプレッド (様式9)

(d) 長期収支計画表 (様式10)

(e) 30年間償還表 (様式11)

なお、応募者の構成員のうち、事業会社または代表事業会社、設計企業または設計幹事企業、及び建設企業または建設幹事企業については、上記の他に、有価証券報告書の下記事項の該当箇所（報告書を作成していない場合は、税務申告書の該当箇所）の写しを併せて提出する。

○ 企業単体の貸借対照表及び損益計算書（最近4期分）

○ 企業単体の減価償却明細表（最近4期分）

○ 連結決算の貸借対照表及び損益計算書（最近1期分）

d 技術提案書

(a) 設計図面

1) 配置図 (A1版)

2) 平面図 (A2版)

3) 立面図 (A2版)

4) 断面図 (A2版)

5) 構造図 (A2版)

6) 設備計画図 (A2版)

7) 電波障害影響予想図 (A2版)

8) 日影図 (A2版)

(b) 透視図 (A2版)

(c) 設計・建設企業の状況

1) 設計実績表 (様式12)

2) 施工実績表 (様式13)

3) 技術職員数・資格表 (様式14)

4) 総括責任者・主任技術者表 (様式15)

5) 建設企業状況表 (様式16)

(d) 設計説明書

1) 計画の基本方針 (様式17)

2) 配置・外構の計画 (様式18)

3) 建物の主要設計ポイント (様式19)

4) 設備計画 (様式20)

5) 建築における省エネルギー・塩害・維持管理各対策 (様式21)

(e) 各種記載書類

1) 全体面積表 (様式22)

2) 諸室チェックリスト (様式23)

3) 仕上げ表 (様式24)

4) 設備計画概要書 (様式25)

5) 構造計画概要書 (様式26)

6) 環境配慮計画書 (様式27)

7) 法令関係記載事項 (様式28)

8) 工事費概算見積書 (様式29)

9) 工程表

- e 維持管理提案書
 - (a) 維持管理内容説明書 (様式30)
 - (b) 維持管理料見積書 (様式31)
 - (c) 長期修繕計画書 (様式32)

オ 質問及び回答

本要項及び資料に関する質問は、次により行う。

(7) 質問の方法

質問は質問書(様式3)により、1問につき質問書1枚を使用する。

複数の質問がある場合には様式をコピーして使用する。

なお、電話、口頭、FAXは不可とし、持参又は郵送する。

(4) 受付期間

○ 第1回目 平成11年10月25日(月)～10月27日(水) (必着)

○ 第2回目 平成11年11月8日(月)～11月10日(水) (必着)

持参の場合は、いずれも午前9時から正午及び午後1時から5時まで

(7) 受付・送付場所

神奈川県衛生部衛生総務室 県立大学開学準備担当(県庁分庁舎6階)

☎231-8588 横浜市中区日本大通1

(4) 回答

回答は次のとおり文書で行い、電話や口頭等による個別対応は行わない。

なお、回答書は、本募集要項と一体のものとして同等の効力をもつ。

○ 第1回目質問に対する回答書

説明会の当日に会場にて配付する。

○ 第2回目質問に対する回答書

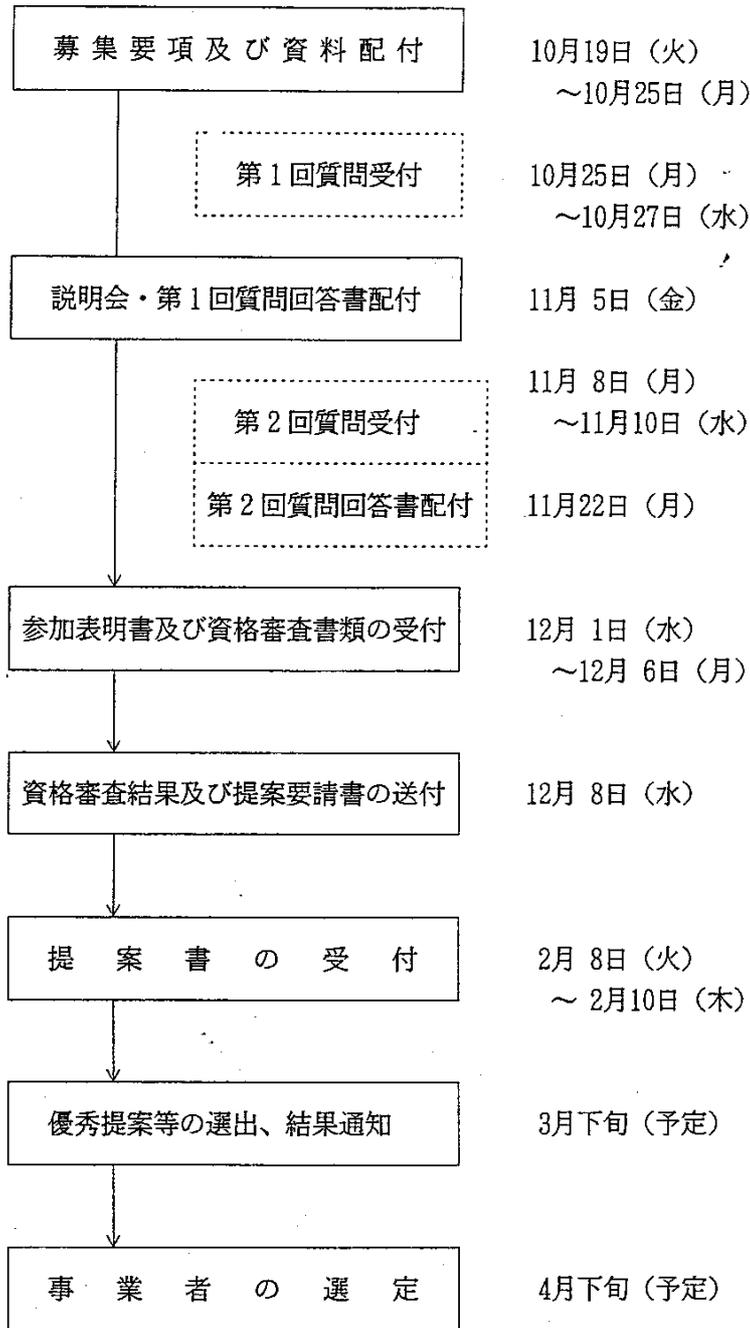
平成11年11月22日(月)午前9時から正午及び午後1時から5時に受付

・送付場所と同じ場所で配付する。

カ 参加を辞退する場合

提案要請書を送付された応募者が提案を辞退する場合は、提案辞退届(様式4)を平成12年2月10日(木)までに事務局あてに送付する。

(参考) 事業者選定のスケジュール



5 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

- ① 審査委員会は、「事業・資金」、「技術」及び「維持管理」の各面から総合的に提案書の審査を行い、優秀提案1、及び若干の佳作提案を選定する。

なお、審査において次の事項を重視する。

- 県の提示条件等に沿った上で、より優れた提案が行われていること
 - 優れた品質管理が行なわれ、期限までに確実に工事を完工し建物を県に引き渡してできること。
 - 総事業費の抑制など財政資金の効率的かつ効果的な使用が図られること。
- ② 審査の過程においてヒアリングを行う場合がある。

(2) 審査結果の通知及び公表

- ① 審査結果は、応募者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。
- ② 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- ③ 審査結果を講評としてまとめて公表する。

(3) 失格

次にいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 本要項に違反すると認められる場合

6 提示条件

応募者は、以下に提示する条件に基づき、提案書等を作成する。

(1) 事業・資金

① 事業の遂行

- ア 平成15年1月末日までに当該建物等を完成させること。
- イ 平成15年1月末日に、県に当該建物等を譲渡し、所有権を移転すること。
- ウ 「2 対象事業の概要 (4)業務の範囲」に示す業務を確実に行うこと。

② 割賦料の支払い等

ア 支払期間・回数等

- (7) 「2 対象事業の概要 (6) 割賦料の支払い ③元金相当額」に示す元金と、次に示す金利による総支払額を30年間の割賦で県から事業者を支払う。

- (イ) 支払は9月末及び3月末の年2回払いとし、平成15年9月末以降平成45年3月末まで、60回の分割払いとする。計算開始時点は平成15年4月1日とし平成15年2月1日から平成15年3月末日までの発生利息は、初回支払額に上乗せして支払う。

イ 金利の算出方法

支払方法は元利均等払とし、計算方法は次のとおりとする。各年の支払金額は各欄の5分の1とする。

1～5年目	[(元金の6分の1の金額)を5年間で元利均等返済する額] + [(元金の6分の5の金額)に対する割賦金利]
6～10年目	[(元金の6分の1の金額)を5年間で元利均等返済する額] + [(元金の6分の4の金額)に対する割賦金利]
11～15年目	[(元金の6分の1の金額)を5年間で元利均等返済する額] + [(元金の6分の3の金額)に対する割賦金利]
16～20年目	[(元金の6分の1の金額)を5年間で元利均等返済する額] + [(元金の6分の2の金額)に対する割賦金利]
21～25年目	[(元金の6分の1の金額)を5年間で元利均等返済する額] + [(元金の6分の1の金額)に対する割賦金利]
26～30年目	[(元金の6分の1の金額)を5年間で元利均等返済する額]

ウ 割賦金利

(7) 割賦金利の内訳

次に示す基準金利と提案されたスプレッドの合計とする。

(イ) 基準金利

6カ月LIBORベース5年物(円-円)金利スワップレートとする。

(ウ) 金利の固定期間

基準金利の変動に伴い5年毎に改定を行う。

③ 債権の取り扱い

ア 債権の譲渡

所有権の移転後は、県の承認を得た上で債権を譲渡することができる。譲渡の際は、県の支払先が1ヵ所に限定されることを条件とする。

一方、県は事業者に経営破綻の懸念が生じたときに、県の指定するものへ債権を譲渡させる権利を留保する。

イ 債権への担保設定

県の承認を得た上で債権に担保を設定することができる。なお、担保の実行時に県の支払先を1ヵ所に特定することを条件とする。

④ 建物及び資材等への担保権の設定

建物及び資材等に担保権を設定してはならない。

⑤ 協議事項

10年毎または経済状況等の変化に応じ、県と事業会社による協議を行うことができる。

(2) 技術

次に提示する条件の他、配布資料を参考に提案書を作成する。

① 敷地条件(立地条件)

ア 建設地 横須賀市平成町1丁目10番

イ 敷地面積 37,821.80 m²

ウ 用途区域・地区等

(7) 用途区域 商業地域

(イ) 建ぺい率	80%
(ウ) 容積率	300%
(エ) 防火地域等	防火地域
(オ) 地区指定	地区計画区域（海辺ニュータウン地区）
(カ) その他	配布資料参照
エ 周辺道路・敷地レベル	配布資料参照。なお、設計G. LはT. P 3mとする。
オ 地質の概要	配布資料の地質調査報告書等参照
カ 周辺都市施設概要	配布資料のインフラ整備状況参照

② 施設の基本方針

ア 整備計画の実現

県立保健・医療・福祉系大学整備計画に定める大学としての機能が十分実現できるような、設計・施工の内容であること。

イ 施設全体の考え方

- (ア) 保健・医療・福祉の連携と総合化に資する施設であること。
 - 学科間の教職員、学生の交流や連携が図れるように配慮すること。
- (イ) 教育研究活動の充実を図るための機能的な施設であること。
 - 教員・学生のニーズに合致した、快適性や利便性をもつ教育環境であること。
 - 将来の教育研究活動の変化に対応できる柔軟性のある設計であること。
 - 情報システム等技術の高度化、複雑化に柔軟に対応できる設計であること。
- (ウ) 環境・福祉・防災や周辺環境に配慮した施設であること
 - 環境・福祉・防災に配慮した施設であること。
 - 敷地周辺の環境と調和のとれた景観・デザインとすること。
 - 当該地の地区計画や海辺ニュータウンの計画構成に配慮した計画とすること。

③ 設計要件

ア 配置・外構計画

- (ア) 原則として、正門位置は、南東側16m道路若しくは北西側25m道路とすること。
- (イ) 原則として、道路と構内との間は、適宜緑化し緩衝帯とすること。
- (ウ) 屋外体育施設として、公式のテニスコート2面とソフトボール1面を確保すること。
- (エ) 外来者が利用することが想定される講堂は、利用しやすい施設配置とすること。
- (オ) 原則として、構内交通は人と車を分離すること。
- (カ) 駐車台数は、床面積に応じて横須賀市の建築物駐車施設条例に定める台数を確保すること。
- (キ) 建物の日影の規制については、建築基準法別表第四表に掲げる二の（二）を適用すること。
- (ク) その他詳細な要件については、配布資料を参考に同等の機能を満たせるような独自の工夫を図ること。

イ 施設要件

- (ア) 原則として、建物の総面積は40,000㎡以下とすること。
- (イ) 原則として、建物の高さは31m以下とすること。
- (ウ) 原則として、地下階は、特別な理由のある場合を除いて設けないこと。
- (エ) 資源の有効活用と省エネルギー化を図る計画とすること。

- (オ) 建物・設備のイニシャルコストを適宜設定するとともに、ランニングコストを抑制する工夫をし、結果的にライフサイクルコストを抑制すること。
- (カ) 海岸線の近くにあることを考慮して、塩害対策を十分に考慮すること。
- (キ) 各室の面積は、配付資料を参考に設定すること。
- (ク) 設備の内容や仕上げのグレードは、配付資料に示すものと同等以上に設定すること。
- (ケ) 原則として、各建物の内容は、配付資料を参考に設計を行うこと。
- (コ) メンテナンスに配慮した設計を行うこと。
- (ク) 身障者等に配慮した計画とすること。
- (ソ) 異なる学科相互間で、交流のできる空間を設定すること。
- (ス) 設計対象人員は1, 200人とし、男女比は3:7と想定すること。
- (セ) その他詳細な要件については、配布資料を参考に同等の機能を満たせるような独自の工夫を図ること。

ウ 構造要件

- (7) 建物の用途と規模、工期などの設計条件を満足させ、かつ安全性が高く経済的で、施工性の良い構造体となるよう計画すること。
- (4) 長期荷重、短期荷重に対して、バランスの良い設計を心がけ、また大地震時の安全性、機能性を考慮し、実験実習部門を含む建物を免震構造とすることが望ましい。なお、免震構造については下記によることとする。また設備配管もそれに準ずる。

地震動レベル	レベル1	レベル2	耐震余裕度
入力地震動のカテゴリー	C1	C2	C3
上部構造	A	A	B
免震装置	A	B	C
基礎構造	A	B	C

*) 入力地震動のカテゴリーは、(財)日本建築センター免震構造評定委員会の定義による。また各構造体の性能分析は下記による。

上部構造、基礎構造	A: 許容応力度以内 B: 弾性限耐力以内 C: 終局耐力以内
免震装置	A: 安定変形以内 B: 性能保証変形以内 C: 限界変形以内

なお、それ以外の建物は「官庁施設の総合耐震計画基準」の重要度割増係数を1.25とする。

- (7) 将来のレイアウト変更や、荷重の増加に対応できるように、ある程度余裕のある設計とし、壁や架構においては、耐久性、耐候性のため、かぶりを適宜確保すること。

- (イ) その他詳細な要件については、配布資料を参考に同等の機能を満たせるような独自の工夫を図ること。

エ 設備要件

地球環境問題に十分配慮した計画とし、長期的視点に立って効率的で維持管理の容易なシステムを基本とする。特に本大学の立地条件や施設の用途、規模、使用条件には十分留意して、各室内環境に大きな支障が出ないように配慮する。

- (7) 多様な実験・実習施設に対して、適切な室内環境を整えるとともに、将来の更新に柔軟に対応できる設備計画とすること。
- (イ) 資源の有効活用と省エネルギー化を図る設備計画とすること。
- (ウ) 施設運営管理が省力化されるとともに、安全で信頼性のある設備計画とすること。
- (エ) ライフサイクルコストの観点から将来にわたる維持管理コストの低減を図れる設備計画とすること。
- (オ) 身障者等に配慮した設備計画とすること。
- (カ) 保健医療福祉大学として、知識・技術の高度化、情報化・国際化の進展に対応する情報システムを構築することが可能な設備計画とすること。
- (キ) その他詳細な要件については、配布資料を参考に同等の機能を満たせるような独自の工夫を図ること。

オ 建設費の上限額

建設費（「2 対象事業の概要 (6) ③のイ、及びエ」に示す額）の上限額を180億円とする。

(3) 維持管理

次に提示する条件の他、配布資料に基づき提案書を作成する。

① 業務内容

「2 対象事業の概要 (4) 業務の範囲 ⑩」に示す期間における維持管理業務は、次のとおりとする。

ア 建物保守管理（機能維持のための修繕を含む）

イ 設備保守管理（保健・医療・福祉関連機器、情報機器に関する業務は除く。また機能維持のための修繕及び運転監視を含む）

ウ 清掃業務

エ 保安警備業務

オ 環境衛生管理業務

カ 植栽処理業務

なお、修繕については、提案に基づき別途契約することとする。

また、光熱水費については、提案は求めるが契約の対象外とする。

② 業務の委託

①に示した業務の一部又は全部を、あらかじめ県に報告の上、第三者に委託することができる。

③ モニタリング

県は、維持管理業務に関する付属契約に基づき、提供される維持管理業務のサ

ービスを確認するため、定期的にモニタリングを行う。

(4) 特定目的会社等の活用

本事業を行うにあたり、特定目的会社等を設立することも可能とする。

(5) 県と事業者との責任分担

① 基本的考え方

本事業においては、県は求める大学の施設水準、維持管理状態を定めることにより発注を行い、事業者は施設の設計及び建設・施設の県への譲渡と、維持管理を実施することとしている。

本大学の設計・建設・維持管理の責任は、原則として事業者が負うものであるが、本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者と協議の上、県が責任を負うこととする。

② 予想されるリスクと責任分担

県と事業者の責任分担は、原則として次の表によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行う。

なお、事業者が責任を負うべきとした事項で、県が責任を負うべき合理的な理由があるものや、現段階で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。

③ 事業の継続が困難となった場合における措置

県と事業者は、基本協定及び契約書において、事業の継続が困難となった場合を想定し、その事由毎に責任の所在と対応方法を定める。